

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 元年 6月 19日

大分県知事 殿



提出者

住 所 大分市要町5番28号
氏 名 九鉄工業株式会社 大分支店
支店長 赤嶺 壽尋
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 097-544-3535

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	九鉄工業株式会社 大分支店
事業場の所在地	大分市要町5番28号
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	総合建設業 工事
②事業の規模	大分支店、完成工事高 41億2千9百万円 (平成30年度)
③従業員数	大分支店社員総数 61名 (平成31年4月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1(建設廃棄物取扱要領)参照 廃棄物の流れと処理計画の考え方 3P 建設廃棄物の分別種類 4P 建設廃棄物排出の抑制・減量化 5P 分別・保管 5P 収集運搬・処分 5P 再資源化 6P アスベスト発生時の処理 10～11P

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

○廃棄物処理総括責任者（支店長）

- ・処理方針の策定
- ・支店における処理に関する手順の作成
- ・処理に関する各種事項の決定と承認

○廃棄物処理担当者（総務課長）

- ・関係法規の整備と管理
- ・産業廃棄物処理計画の作成
- ・社員に対する教育と啓発
- ・その他産業廃棄物の処理に関する事項

○廃棄物処理管理責任者（土木・建築・軌道課長）

- ・マニフェストの交付と管理
- ・処理業者等の調査と選定
- ・管理状況と改善策の検討
- ・保線所長、作業所長に対する情報提供と支援、指導

○廃棄物処理責任者（各保線所長、各作業所長）

- ・委託業者の選定
- ・マニフェストの管理
- ・作業員と協力会社への教育と指導

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項・・・別紙2のとおり

		【前年度（度）実績】		
		産業廃棄物の種類		
		排 出 量	t	t
① 現状		(これまでに実施した取組)		
② 計画		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		排 出 量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	・現場における分別について、再生利用が可能な物と廃棄物として処理すべき物に分けており、また廃棄物を処分先ごとに区分している。例えば、木ヶ ^ズ 、タ段ボ ^{ール} 、アスファルト・コンクリート破片等、地域毎に受入先がある場合は分別出し再利用をするよう取り組んでいる。
②計画	・作業所での分別を推進し、混合廃棄物となる割合の低減を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	—t	—t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	—t	—t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	—t	—t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	—t	—t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	—t	—t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	—t	—t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			—
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			—

産業廃棄物の処理の委託に関する事項・・・別紙3のとおり

① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

(第5面)

別紙3のとおり

【目標】		
産業廃棄物の種類		
全処理委託量	t	t
優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
再生利用業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

事業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙2

【前年度(30年度)実績】										(単位:t)																
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	がれき類	コンクリートがら	アスファルトがら	石膏ボード	ガラス・陶磁器くず	石鹼含有廃棄物	計												
(これまでに実施した取組)																										
①現状 ア.発生抑制 イ.再生利用	<ul style="list-style-type: none"> ・設計及び施工計画段階において廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。 ・作業所内で資材を繰り返し使用する。 ・廃棄物を再生利用施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。 ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。 ・汚泥の脱水を行うなど、中間処理を推進する。 ・處理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する。 ・特別管理産業廃棄物の適正処理を確保する。 																									
ウ.中間処理 エ.その他																										
(今後実施する予定の取組)	<p>これまで実施した取り組みを継続し、産業廃棄物処理の減量達成率の目標は対前年の12%減とする。</p>																									
②計画																										
【目標】										(単位:t)																
産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	建設混合廃棄物	がれき類	コンクリートがら	アスファルトがら	石膏ボード	ガラス・陶磁器くず	石鹼含有廃棄物	計												
排出量	8.83	8.63	2.80	97.10	4.07	0.58	7.14	307.81	504.55	160.37	12.19	33.18	2.44	1,149.68												

業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙3

(これまでに実施した取組)

- ・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。
- ・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。

(今後実施する予定の取組)

・廃棄物を再生処理施設へ委託し、自らも再生資材を積極的に使用する。
・廃棄物の分別を徹底し再生利用を推進する。